

令和 7 年度 宇美町地域こどもの生活支援強化事業 業務委託仕様書

1. 委託業務名

令和 7 年度 宇美町地域こどもの生活支援強化事業業務委託

2. 業務の目的

多様かつ複合的な悩みを抱えるこどもたちに対し、地域にある様々な場所を活用して、安全安心に過ごすことができる場所を設ける。また、支援が必要なこどもを早期に発見し、適切な支援機関につなげる仕組みをつくることにより、こどもに対する地域の支援体制や見守り体制強化を図る。

3. 業務期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4. 委託業務の概要

(1) 居場所の提供（定期）

①利用対象者	町内在住の中学生から高校生世代（以下「中高生」と言う。）
②実施日時	・ 令和 7 年度の夏季休業中から開設するものとし、実施日は、土曜日または日曜日を含む週 2 日以上かつ週 10 時間以上とする。 ※年末年始など受託事業者の休日と重なる場合は、この限りでない。 ・ 実施時間は、平日は午後 2 時から午後 7 時まで、土曜日または日曜日は午前 9 時から午後 7 時までの範囲とする。 ※最低週 10 時間は、一般的に中高生が学校に通う時間を避けた時間を設定する。 ※長期休業中の平日は、午前 9 時から午後 7 時までの範囲とする。
③実施場所	・ 実施場所は、町の公共施設や町内の既存の子育て関連施設・教育施設とする。 ・ 町の公共施設で実施する場合は、宇美町立中央公民館・宇美町住民福祉センターで実施する。（貸館の状況等によっては、場所の変更もある。） ・ 町内の既存の子育て関連施設・教育施設で実施する場合は、中高生が徒歩、自転車又は公共交通機関等で容易かつ安全に利用できる場所を受託事業者において確保するものとし、町と受託事業者の協議により場所を決定する。 ・ 中高生の利用人数が 15 名（15 席）以上利用できる広さを確保する。
④事業内容	・ 机や椅子を準備し、自主学習ができるスペースと、カードゲームをした

	り、語らえたりできるスペースを確保し、中高生が自由に過ごすことができる場所を提供する。また、必要に応じて文房具、生理用品など、中高生の生活に必要な物品の提供やフードパントリーなどによる食事の支援を行う。 ・コーディネーターを1名配置し、中高生が気軽に相談できる体制を整備するとともに、支援が必要な中高生を把握した場合は、保護者やこども家庭センターなどと情報共有を行い、連携しながら適切な対応を図る。
⑤利用料	無料
⑥環境整備	・開設時間内は、同じ空間にスタッフ（コーディネーターも可）を2名以上配置する。 ・中高生が安全安心に過ごすことができ、自ら過ごし方を選択できるよう配慮する。 ・中高生がパソコン等を使用できるよう Wi-Fi 環境を整備する。
⑦その他	・コーディネーターの資格は問わないが、中高生に対して深い知見を有し、関係機関等との連携や信頼関係の構築を適切かつ円滑に行うことができる者とする。

（２）居場所の提供（不定期）

①参加対象者	町内在住の小学生（以下「小学生」と言う。）
②実施日	令和7年度の夏季休業中から開設するものとし、2時間以上の居場所の開設を各小学校区（5校区）ごとに夏季休業及び冬季休業にそれぞれ1回以上実施する。 ※1回の開催の参加者は概ね15名程度とする。
③実施場所	宇美小学校区：宇美町こども教育総合支援センター うみハピネス 宇美東小学校区：宇美町立研修所 まなびやうみ 原田小学校区：宇美町南町民センター 桜原小学校区：宇美町立中央公民館・宇美町住民福祉センター 井野小学校区：宇美町立井野小学校 ※貸館の状況等によっては、場所の変更もある。
④事業内容	・学習する場の提供と体験活動をそれぞれ実施する。 ・体験活動は以下のテーマについて実施する。 ア.夏休みの宿題に役立つもの イ.小学生が興味・関心を持つもの ・必要に応じて文房具、生理用品など、小学生の生活に必要な物品の提

	供を行う。
⑤参加料	無料
⑥環境整備	・受託事業者がSNS等を活用し、参加の申込みを受け付け、参加決定のお知らせを行う。 ・小学生が安全安心に過ごすことができ、自ら過ごし方を選択できるよう配慮するとともに、開設時間内はスタッフを2名以上配置する。 ・学習の場を提供する場合は、学習支援ができるよう町と共働き、学生ボランティアなどを活用する。また、Wi-Fi環境を整備する。 ・体験活動を実施する際には、安全かつ有意義なものとするために、必要な人員を配置するものとする。また、町と共働き、町民のボランティアを活用する。 ・スタッフは、小学生の相談等に応じ、支援が必要な小学生を把握した場合は、保護者やこども家庭センターなどと情報共有を行い、連携しながら適切な対応を図る。

(3) 周知・広報

施設利用や体験活動のPRのため、小学生及び中高生やその保護者に対して効果的な周知・広報を行う。

(4) 事業報告

①月次報告書

当月分の実施状況及び利用状況を翌月10日までに町へ提出すること。ただし、3月の実績については事業終了時に提出すること。

②事業実施報告書

年間の実施状況及び利用状況を事業終了時に町へ提出すること。

(5) その他

①支援が必要なこどもに関するケース会議を町等が開催する場合には、コーディネーターが出席すること。

②多くのこどもが利用できるよう送迎の運用も可とする。

5. 業務運営上の注意点

(1) 利用（参加）を希望するこどもは、特別な事由がない限り、15名までは受け入れることを基本とすること。

(2) 身体及び知的・精神障害のあるこどもの参加を把握した場合には、合理的な配慮を欠かさないこと。

(3) 利用（参加）者への対応に当たっては、公平、公正性を確保すること。

- (4) 業務の実施に当たっては、利用（参加）者及びその保護者並びに町民に対して説明責任を果たすことに十分に配慮すること。
- (5) 利用（参加）者の安全上の配慮を十分に行い、緊急時の対応を事前に考え、取り決めておくこと。
- (6) 利用（参加）者に対して、受託する団体の実施する他の事業への参加を強要しないこと。
- (7) 食事の支援については、衛生管理及びアレルギー等に十分配慮の上、実施すること。

6. 個人情報等について

- (1) 本業務は、町民の重要な個人情報を取り扱うため、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び宇美町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年宇美町条例第 7 号）に定めるもののほか、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (2) 受託事業者及び業務従事者の責に帰すべき事由により、個人情報にかかる損害を与えた場合は、受託事業者がその賠償をしなければならない。

7. 事故への対応

- (1) 受託事業者は、事業実施における安全管理を徹底するに当たり、緊急連絡体制が取れるような体制を整備し、その連絡先を町に報告すること。
- (2) 風水害をはじめとする様々な危険等が予測される時は、利用者や業務従事者の安全を最優先に確保すること。やむを得ず、利用を中止する場合は、利用者への周知を徹底し、町へ事前に連絡すること。

8. 保険について

受託事業者は、事業の利用（参加）者や業務従事者を対象とした傷害保険・賠償責任保険に加入すること。

9. 対象経費について

事業実施に要する経費のうち、次の経費が委託料の対象とする。ただし、備品購入費は、購入する備品について事前に町の承認を得るものとする。

- (1) 対象経費：人件費、交通費、消耗品費、印刷費、備品購入費、広報費、通信運搬費、保険料、賃借料、こどもの送迎に係る費用など
- (2) 対象外経費：事業の実施に関わらない民間団体等の恒常的職員に係る人件費、事業に必要とされない経費、使途が特定できない経費、団体構成員の親睦等のための会合および飲食にかかる経費など

10. その他

- (1) 事業実施に当たっては、国の定める「地域こどもの生活支援強化事業実施要綱」及び関係法令等を遵守すること。

- (2) 本仕様書について疑義が生じた時又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、町と協議し、決定すること。

個人情報取扱特記事項

（基本事項）

第1 この契約により、宇美町（以下「甲」という。）から事務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第2条第8項に規定する特定個人情報（以下「個人情報等」という。）を取り扱う際には、個人情報等の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙（第4の委託先を含む。以下同じ。）は、この契約による事務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に係る個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報等の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（厳重な保管及び搬送）

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報等の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報等の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

（再委託の禁止）

第4 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報等の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲が認めた場合には、この限りではない。

（委託目的以外の利用等の禁止）

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報等を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報等を複写し、又は複製してはならない。

（事故発生時の報告義務）

第7 乙は、この個人情報等取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがある

別記

ことを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（個人情報等の返却又は処分）

第8 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報等を、速やかに甲に返却し、又は漏えいしない方法で確実に処分しなければならない。

（遵守状況の報告・調査）

第9 甲は、乙に対し、個人情報等を取扱う従業者の明確化、従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求めることができる。また、必要に応じて実地の調査を行うことができるものとする。

（措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償）

第10 甲は、乙がこの個人情報等取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

（その他）

第11 乙は、前第1から第10までに掲げるもののほか、個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。